

路面標示設置マニュアル

平成16年版



目 次

1. 概説

1. 路面標示の目的及び根拠	
(1) 目的	7
(2) 根拠	7
2. 路面標示の種類及び設置者の区分	
(1) 路面標示の種類	7
(2) 区画線と道路標示との関係	7

2. 警視庁

1. 文字・記号・数字等の施工長換算表	11
2. 図面集	15
3. 参考資料	67
4. 警視庁溶着式道路標示塗装委託仕様書	87

3. 道路管理者

1. 文字・記号・数字等の施工長換算表	99
2. 図面集	101
3. 参考資料	121

4. その他の参考資料

5. 関係官庁住所録

6. 東京都協会会員名簿

1 路面標示の目的及び根拠

(1) 目的

路面標示は、道路標示や交通信号等とともに有機的あるいは補完的に設けられる交通安全施設であって、道路交通に対し、必要な案内、誘導、警戒、規制、指示等について、ペイント類又は道路鉢、石又はこれに類するものなどを用い、一定の様式化された線及び文字、記号を路面に設置することにより交通の流れを整え、誘導して交通の安全と円滑を確保し、併せて道路構造物等の保全を図るために設けることを目的とする。

(2) 根拠

路面標示の設置の根拠は、道路法（昭和27年法律第180号）及び道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「交通法」という。）等に規定されており、その様式、設置者の区分、設置場所等、その他に必要な事項は「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「標識令」という。）に規定されている。

「標識令」に規定される「区画線」と「道路標示」のほか、交通の安全と円滑の確保のために用いられる法令外の路面上の標示があり、これらを総称して路面標示という。

2 路面標示の種類及び設置者の区分

(1) 路面標示の種類

路面標示は大別して、区画線（標識令第5条関係）と道路標示（標識令第9条関係）とからなり、主として区画線は道路管理者が、道路標示は都道府県公安委員会がそれぞれ設置することになっており、（表1.1.1、表1.1.2参照）ペイントで表示する場合の路面標示は、区画線では白色、道路標示のうち規制標示は黄又は白色、指示標示は白色が用いられている。

区画線の種類は、車道の交通区分を示す「車道中央線」、「車線境界線」、「車道外側線」を始め「歩行者横断指導線」、「車道幅員の変更」、「路上障害物の接近」、「導流体」、「路上駐車」など8種類がある。

道路標示は、大別して「規制標示」と「指示標示」からなり、路面標識との関係が深く、規制の種類により、道路標識と道路標示の双方を設置するものと道路標示のみ設置するものとがある。

(2) 区画線と道路標示との関係

区画線と道路標示の種類、様式、設置区分等は一応「標識令」に定められているが、これらの中には、両者の意識、効用等が全く同一のもの、又は類似した形態のものがあり、一方を設置すれば他方を設置する必要がないものがあるので「交通法」第2条第2項の規定により、道路管理者が設置した区画線を「標識令」の定めるところにより、道路標示とみなすようになっている。

すなわち、「標識令」第7条の規定により、表1.1.1の左欄に掲げる種類の区画線は、「交通法」の規定の適用については、それぞれ同表の右欄に掲げる種類の道路標示とみなすとされている。

表1.1.1 道路標示とみなす区画線

区画線	道路標示
「車道中央線」を表示するもの	「中央線」を表示するもの
「車道外側線」を表示するもの（歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられ、かつ、実線で表示されるものに限る。）	「路側帯」を表示するもの

表1.1.2 路面標示の種類と設置者区分

分類	区画線 (道路管理者)	道路標示(公安委員会)		
		規制標示	指示標示	
線	中央線 車線 外側線 等の標示	車道中央線(101)	中央線(205)	
		車道境界線(102)	車両通行帯(109) 優先本線車道(109の2) 車線境界線(206)	
		車道外側線(103) 車線幅員の変更(105)	路側帯(108) 駐停車禁止路側帯(108の2) 歩行者用路側帯(108の3)	
			追越しのための右側部分 はみ出し通行禁止(102) 進路変更禁止(102の2)	
			停止線(203)	
線・記号	横断 駐車 優先道路 等の標示	歩行者横断指導線(104)	横断歩道(201) 斜め横断可(201の2) 自転車横断帯(201の3) 横断歩道又は自転車横断帯あり(210)	
		路上駐車場(108)	平行駐車(112) 駐停車禁止(103) 直角駐車(113) 駐車禁止(104) 斜め駐車(114)	
			優先本線車道(109の2)	前方優先道路(211)
			普通自転車の歩道通行部分(114の2) 普通自転車の交差点進入禁止(114の3)	
記号	導流 安全地帯 等の標示	導流帯(107)	進行方向別通行区分(110)	進行方向(204) 導流帯(208の2)
			立入禁止部分(106) 停止禁止部分(107)	安全地帯(207) 路面電車停留所(209)
		路上障害物の接近(106)		安全地帯または 路上障害物に接近(208)
文字・記号	転回禁止 等の標示		転回禁止(101) 右左折の方法(111) 終り(115)	右側通行(202) 二段停止線(203の2)
文字	車両通行区分 最高速度 等の標示		最高速度(105) 車両通行区分(109の3) 特定の種類の 車両の通行区分(109の4) けん引自動車の高速自動車 回送通行区分(109の5) 専用通行帯(109の6) 路線バス等優先通行帯(109の7) けん引自動車の自動車専用道路 第一通行帯通行指定区间(109の8)	